

貴法人から申請のあった指定障害福祉サービス事業者の指定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

令和4年4月25日

北薩地域振興局長 橘木 宏幸



記

1 事業所の名称

就労継続支援B型事業所 優

2 事業所の所在地

薩摩川内市祁答院町蘭牟田1805番地5

3 申請者の名称

一般社団法人Japan Hospitality Learning Center

4 主たる事務所の所在地

兵庫県神戸市北区若葉台四丁目8番11号

5 代表者の氏名

大石 麻瑛央

6 指定年月日

令和4年5月1日

7 有効期間

令和10年4月30日

8 指定障害福祉サービスの種類

就労継続支援B型

9 主たる対象者

特定無し

10 事業所番号

4611501117

11 その他

法第41条第1項の規定により6年ごとに更新を受けなければ、上記有効期間の経過によって指定障害福祉サービス事業者の指定効力を失いますので、引き続き指定を受けたい場合、有効期間内に法第41条第2項の規定により更新の申請手続きをしてください。